

2020年商標関連ニュースを振り返る！

今年も残すところ2週間程、そこでこの1年間の商標関連のニュースを振り返ってみたいと思います。

今年のニュースとして政治的には日本・米国の指導者交代ですが、社会的には何と言っても新型コロナウイルス、三密回避・外出自粛等日常生活・仕事が急変。これにもめげず、街中では出前サービスの国際的なブランドが盛んに走り、屋内では動物を扱ったゲームソフトや兄妹の愛情を扱ったアニメ作品が大ヒットしました。

でも、やはり経済は停滞そのもの。経済の停滞は商標出願にも影響するのはこれまでの経験ですが、特許庁の速報によれば国内の4月～9月間の商標出願件数は前年に比べ何と増加しています！しかし、これには、例の出願料を支払わない出願人の件数9,600件余りも含まれているので、これを除くと特許と同様、減少です。

今年の流行語出願

この出願人はやはり、「COVID」「三密」「濃厚接触者」も出願。

一方、この出願人によるものではないが、今年厄払いの妖怪で脚光をあびた「アマビエ」の出願も複数あり（商願2020-40835他。この番号の出願は3条-1項-6号該当の拒絶理由通知あり）。

「New Normal」については、既に「NEW NORMAL」の登録（No.5512069）がありました。これは驚き！東京地区でお馴染みの右のマークは東京都から出願（2020.8.21、商願2020-104274）されています。



一方、三密回避で各種の会議やセミナー・イベント等は軒並み中止となりましたが、商標での世界最大のイベントであるINTA（International Trademark Association）の2020年総会も中止（代わりにオンラインで先月開催）、商標関係者の交流もZoomやTeamsが主流になりました。

コロナの影響は商標の世界でも企業・特許事務所問わず大きいものですが、コロナ禍のこの1年間の商標関連のニュースとして筆者の独断と偏見で以下を選んでみました。

1. 商品・役務区分の改訂（2020.1.1～）

従来の第30類「菓子」（30A01）は、以下のとおり2つの区分に分かれた（類似群コードは変更なし）。

- ・第29類：「菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）」（30A01）
- ・第30類：「菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」（30A01）

これにより、例えば、お菓子のポテトチップは、第30類から第29類に変更された。

2. 審査基準に店舗の外観・内装に係る立体商標も追加（2020.4.1～）

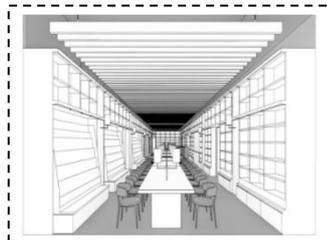
2020.4.1の意匠法改正法施行により建物の外装・内装の意匠登録が可能となったが、商標では従来でも登録可能であった店舗の外観・内装について、審査基準で、立体商標として認められる例・認められない例が紹介、併せていわゆる「識別力」（3条1項6号）の判断基準も追加された。

この審査基準の改訂に合わせ、図形のコードとして「46：店舗の外観又は内装（46.1：店舗の外観又は内装）」が新設、これまで「46.1」のコードが付与された出願中・登録中の商標は56件（うち、2020.4.1以後は6件）。

建物の外装・内装の最初の意匠登録は、以下のとおり。
他でも数件の登録あり。

意匠登録第1671152号：書店の内装
（2020.4.1出願、2020.10.8登録）

*参考：本意匠登録の権利者は、商標でも同日付け
で数種の店舗の内装を出願（2020-35436他）。



3. 特許庁による「特許（登録）料支払期限通知サービス」の開始（2020.4.1～）

特許料等の納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に「特許（登録）料支払期限通知サービス」が開始された。事前にアカウント登録を行ったうえで特定の商標登録の番号を申し出ておくことにより、特許庁から更新期限の通知を6か月前に受けることができる（但し、50件の件数制限あり）。詳細は[ここ（URL: https://www.rpa.jpo.go.jp/rpa-web/GP0101）](https://www.rpa.jpo.go.jp/rpa-web/GP0101)を参照。

4. 特許庁、「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画を配信（2020.1.21～）

模倣品の被害に遭い窮地に陥る一企業の社長がニセモノを製造する悪徳模倣品業者に立ち向かうストーリーの動画「商標拳～ビジネスを守る奥義～」が特許庁サイトで公開された。未だご覧になっていない方は是非アクセスしてみてください。

（特許庁サイトより引用）



（URL: https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/shohyoken/index.html）

5. 英国がEU（欧州連合）を離脱（2020.1.31、2021.1から完全離脱）

EU離脱による2020年末での移行期間の経過の2021年1月以降は、「欧州商標登録」（EUTM）は英国には及ばなくなり、英国知財庁（UKIPO）への直接出願となる。

2020年12月以前の登録済のEUTMは英国でも引き続き保護されるが、更新はEUTMとは別に行う必要あり（審査係属中のものは特例期間中（9か月間）の再出願でEUTMの出願日が維持）。

6. ミャンマーで商標法施行前の「ソフトオープン」出願の開始（2020.10.1～）。

2019年1月の商標法成立以来待ち焦がれている同法の施行（来年4月予定か？）に先立ち、特例期間での出願が2020.10.1より始まった（「ソフトオープン」）。商標の登録制度のなかった同国では、登記所に商標を登録、新聞に広告（商標の所有・使用を宣言するCautionary Notice）することで保護を図る策がとられているが、この登記所登録済・新聞広告済みの商標を対象に6か月間の出願特例期間が開始された。

7. 「京都市立芸術大学」と「京都芸術大学」は類似しないとの大阪地裁判決（2020.8.27）

「京都造形芸術大学」から「京都芸術大学」の大学名の変更に端を発した事件（令和元年(ワ)第7786号）で、大阪地裁は「原告側の『京都市立芸術大学』と被告側の『京都芸術大学』は類似せず、不正競争防止法1条1項1号には該当しない」と判断した。事件は高裁に控訴されたが、どう決着するのか興味深し。

なお、「京都芸術大学」は被告名義で2019.7.19に商標出願されているが、原告側は翌日に同名称を出願。1日違い！（現在、両出願はこの訴訟の決着まで審査中止）。

一方、大阪でも大学名の紛争あり。大阪府立大学・大阪市立大学が来春に合併・開校の大学「大阪公立大学」の英文名「University of Osaka」に対し「大阪大学」（「OSAKA UNIVERSITY」）の英文名を使用、商標登録済が異論を呈しており、大阪公立大学側の「University of Osaka」の商標出願に対しても情報提供している。

8. 単独の色彩のみからなる商標の識別性について初の知財高裁判断

2015年4月以降登録可能となった「色彩のみからなる商標」は、これまで複数の色の組合せからなる商標は8件登録されているが、単色のみからなる色彩商標は、長年の使用による識別力獲得が審判でも軒並み認められていなかった。拒絶審決に対しこれまで3件が知財高裁へ提訴されたが、今年、いずれも識別力獲得が認められず、拒絶審決が維持された。

* 令和元年（行ケ）第10119号（2020/3/11判決、商願2015-30535）

* 令和元年（行ケ）第10147号（2020/6/23判決、商願2015-29999）

* 令和元年（行ケ）第10146号（2020/8/19判決、商願2015-30000）

9. 筆者が注目の判決

2020年1月～11月の商標事件判決で、上記8.の事件以外では以下に注目したい。

①令和元年（行ケ）10164（知財高裁 2020.6.21 判決： 識別力なしの拒絶審決を支持）



*原告による同一商標の他区分登録例が主張されたが、事案異なるとして退けられた。

②令和元年（行ケ）10151（知財高裁 2020.5.20 判決： 類似とした拒絶審決を取り消す）

<出願商標> CORE ML

<引用商標> (2件) CORE コア

③平成30年（ワ）40314（東京地裁 2020.1.22 判決： 非類似として侵害なしの判断）

<原告商標>

SAKURA
さくら



<被告商標>



SAKURA SKY HOTEL

*「SAKURA HOTEL」の名称が、「サクラホテル」の登録を有する原告からのクレーム（別事件、2020.2.20 侵害成立の判決）を受け、上記名称に変更。この新名称での争い。

④平成30年（ワ）35053（東京地裁 2020.10.22： 真正商品該当として侵害なしの判断）

*代理店契約解除前に代理店（外国）に販売された商品を解除後同代理店から購入、日本でネット販売・広告した商品が真正商品と認定された。代理店契約での地域制限なし、解除後の在庫処分の指示なし、品質に変更なし等の事情あり。

10. 筆者が気になったその他の商標ニュース

①欧州連合商標（EUTM）で「使用する意図のない商品・役務の商標出願・登録」は悪意を構成する可能性があるとの欧州司法裁判所（CJEU）の判断が示された（2020.1.29）。

*CJEUの判断は **Sky v SkyKick** 事件を受けた英国の裁判所からの要請に対するものであるが、この事件では、CJEUの判断を受けて最終的に一部無効と判断された（2020.4.29）。

②お酒の温度で色が変わるホログラム（「のみごろサイン」シール）が商標登録（登録第6241211号）。

*これはいいアイデア！



③10年以上にわたり問題視されていたアメフトチームの名称「REDSKINS」の使用中止が公式発表。

*先住民族の蔑称に該当するとの批判からここ数年使用は控えられていたが、この夏にチームの関係者から発表。

④地理的表示（GI）に登録されていた「西尾の抹茶」（愛知県西尾市）が抹消された（2020.2.3）。

*制度導入以来初の登録抹消だが、品質管理等が要求されるGI登録を低価格での拡販を目指して自発的に取下げとか。

⑤「うどんタクシー」を登録（39類）しているバス・タクシー会社がタクシー会社を提訴（2020年7月）。

*関心ある方、[ここ](https://www.udon-taxi.com/column/) (<https://www.udon-taxi.com/column/>)と[ここ](http://kukotaxi.com/udon.html) (<http://kukotaxi.com/udon.html>)をクリックしてみてください。

以上、今年のトピックスを挙げてみました。今年は日本も外国も、個人も事業者も、とにもかくにも大変な1年でした。ワクチンや治療薬の出現により来年は早く下火となり、普段の日常が戻ることを祈るばかりです。

本記事作成途中で、小惑星「リュウグウ」から探査機「はやぶさ2」が玉手箱カプセルを持ち帰ったニュースが入りました。野口宇宙飛行士の三度目の宇宙旅行といい、マクロの世界の技術は凄いですね。

ミクロの世界でもどうか、新年は人類がウイルスに打ち勝つ画期的な年になりますように！

以上

(2020年12月)

弁理士 笹木 幸雄
日本パテントデータサービス株式会社
ブランディング部 顧問